加えた後、15分間常温で放置する。更に希硫酸（日本薬局方試薬）15mlを加え、過剰のヨウ素を0.1mol／1チオ硫酸ナトリウム液（日本薬局方定量分析用標準液）で滴定する（指示薬：日本薬局方デンプン試液）。別に精製水10mlを用いて同様の方法で空試験を行う。

ホルマリン中のホルムアルデヒド含有量C（%）は次式により求める。

$$C\ (\%) = 1.5013 \times \frac{(Vo - V)F}{1{,}000} \times \frac{100}{10} \times \frac{1}{W} \times 100$$

ただし、

Vo：空試験における0.1mol／1チオ硫酸ナトリウム液の滴定量（ml）

V：本試験における0.1mol／1チオ硫酸ナトリウム液の滴定量（ml）

F：0.1mol／1チオ硫酸ナトリウム液のf価

W：ホルマリンの採取量（g）

イ　ホルムアルデヒド標準液の調製

ホルマリン（日本薬局方ホルマリン）400／Cgを正確に量り採り、精製水を加えて100mlとする。この溶液を用いて、10mlを正確に採り、精製水で10倍量に希釈する操作を4回繰り返してホルムアルデヒド標準液とする。

ホルムアルデヒド標準液1ml＝4μgHCHO

(4)　アセチルアセトン試液

酢酸アンモニウム（日本工業規格試薬特級）150gに適量の精製水を加えて溶かし、氷酢酸（日本工業規格試薬特級）3ml及びアセチルアセトン（日本工業規格試薬特級）2mlを加え、更に精製水を加えて1,000mlとしたものを用いる。用時調製する。

(5)　ジメドン・エタノール溶液

ジメドン（日本工業規格試薬特級）1gにエタノール（日本薬局方エタノール）を加えて溶かし、100mlとしたものを用いる。用時調製する。

(6)　酢酸・酢酸アンモニウム緩衝液

酢酸アンモニウム（日本工業規格試薬特級）150gに適量の精製水を加えて溶かし、氷酢酸（日本工業規格試薬特級）3mlを加え、更に精製水を加えて1,000mlとしたものを用いる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、様式第二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式による証明書とみなす。

告　　示

○財務省告示第二百三十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年六月一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号	国庫短期証券（第五百三十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
イ　価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で四兆九千六百二十一億六千万円
六　発行額	
イ　価格競争入札発行	額面金額で四兆九千六百二十一億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で四千四百七十八億円
七　払込金額	
イ　価格競争入札発行	四兆九千六百二十一億四千三百六万四千四百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	四千四百七十七億九千八百六十五万六千六百円
八　最低額面金額	千万円
九　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日	平成二十七年六月一日
十一　発行価格	額面金額百円につき九十九円九十九銭九厘以上のそれぞれの応募価格
イ　価格競争入札発行	額面金額百円につき九十九円九十九銭九厘七毛
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	
十二　償還期限	平成二十七年八月三十一日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額	額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所	日本銀行
十五　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日	平成二十七年六月一日